50 5.30

特許法第17条の2による公報の訂正

昭和46年特許願第47619号の明細書（特開昭 47-2361 号 昭47. 2. 4 発行の公開特許公報 47-48 号掲載）は公開後の補正に基づいてその公報を下記のとおり訂正する。

6P27 36 P0 KO

手続補正書

50. 2. -7
昭和 年 月 日

特許庁長官 斎藤英雄 殿

1. 事件の表示

特願昭4-6－47619号

2. 発明の名称

安全装置

3. 補正をする者

事件との関係 特許出願人

名称 イートン・コーポレイション

4. 代理人

住所 東京都港区芝西久保桜川町2番地 第17森ビル
〒105 電話03(502)3181(大代表)

氏名 (5847) 弁理士 鈴江武彦

5. 自発補正

6. 補正の対象

明細書の「特許請求の範囲」の欄、「発明の詳細な説明」の欄及び図面

7. 補正の内容

(1) 明細書の「特許請求の範囲」の欄を別紙のように補正する。

(2) 明細書の「発明の詳細な説明」の欄の第2頁第11行目乃至第4頁第5行目に「従つて…である。」とあるのを以下のように訂正する。

記

「この発明は、事故時の乗員の動きを規制する気体袋に、この気体袋を膨張状態までもたらすための比較的小容積の可撓性管状骨組と外気の流入を可能にする一方弁とを設け、気体袋内部と管状骨組とを比較的小さなポート手段によつて連通し、事故時わずかな加圧流体を管状骨組に流すだけで迅速に気体袋を膨張状態にしかつ気体袋膨張後もポート手段から気体袋に積極的に加圧流体を流入せしめるようにした安全装置を提供することである。」

(3) 同第4頁第17行目の「タラクター」を「トラクター」に訂正する。

(4) 同第8頁第6行目の「…できる。」の後に「すなわち、この安全装置は直接気体袋30に加圧流体を送り込むのではなく、骨組50に加圧流体を送り該骨組の膨張によつて気体袋を機械的に膨張状態にもたらすものである。」を挿入する。

(5) 同第9頁第6行目の「導入」を「吸引」にまた同第17行目の「支持」を「拡張」にそれぞれ訂正する。

(6) 同第9頁第18行目乃至第10頁第5行目に「さらに…あろう。」とあるのを以下のように訂正する。

記

「この発明においては気体袋の拡張により吸引される空気量よりもさらに多くの空気を必要とする場合、気体袋内に連通するポートを骨組50に形成することができる。この種のポートは第6図の250に示されている。ポート250は骨組50の容積に比較して充分小なる開口面積を有しているので、加圧流体による骨組50の膨張を阻害することがな

50 5.30 発行

く、しかも骨組膨張後（すなわち気体袋膨張後）は気体袋内に積極的に加圧流体を送つて気体袋の緩衝効果を高める。尚、」

(7) 同第17頁第20行の「…される。」の後に「尚、この実施例の骨組50aにも、第6図に示されたポート250と同様のポートを備えることができる。」を挿入する。

(8) 同第21頁第1行目の「…であろう。」の後に「尚、この実施例の骨組50bにも第6図に示されたポート250と同様のポートを備えることができる。」を挿入する。

(9) 同第21頁第2行目乃至第20行目に「以上の…有する。」とあるのを以下のように訂正する。

記

「以上説明したように、この発明になる安全装置は、膨張可能な支持部材すなわち骨組50，50a，50bを有する気体袋30，30a，30b を備え、骨組膨張時に気体袋の柔軟な壁72が折りたゝみ状態から拡張状態に達し空気袋内に比較的大きな空気室74を形成する。骨組50，50a，50bの内部容積は空気室74に比較して充分小さくかつ気体袋の壁には一方弁手段90，120が備えられているので、わずかな加圧流体を骨組50，50a，50bに送り込むだけで空気袋全体が迅速に膨張状態になりしかもその間一方弁手段を介して空気室内に外気が流入し気体袋内を負圧にしないようにしている。さらに、骨組に形成された前記ポート250はその開口面積が骨組内部の容積に比較して充分小さいので骨組膨張中に該ポートから空気室内に加圧流体が流出したとしても骨組の迅速な膨張を妨げる程ではなく、しかも骨組膨張後は空気室内に積極的に加圧流体を送り空気袋の緩衝効果を高める。」

(10) 図面の第6図に「50a」とあるのを添付コピーの朱書で示すように「250」に訂正する。

2. 特許請求の範囲

折りたゝまれた状態から乗員を保護する膨張状態まで膨張可能な気体袋と、この気体袋に設けられ袋外部から袋内部への気体の流入のみを可能とする逆止弁手段と、前記気体袋に備えられており膨張時の容積が空気袋よりも充分小なる可撓性の管状骨組と、この骨組内に加圧流体を送るための流体源と、前記骨組に形成されており骨組内部と気体袋内部とを連通するポート手段とを具備し、このポート手段の開口面積は、事故時加圧流体の流入により管状骨組が膨張し逆止弁手段の気体吸引を伴いながら気体袋を膨張状態にもたらした後始めて当該ポート手段より気体袋内に積極的に加圧流体が流入し得るように、骨組の容積に対して充分小さく設定されていることを特徴とする乗物用安全装置。

出願人代理人　弁理士　鈴江武彦

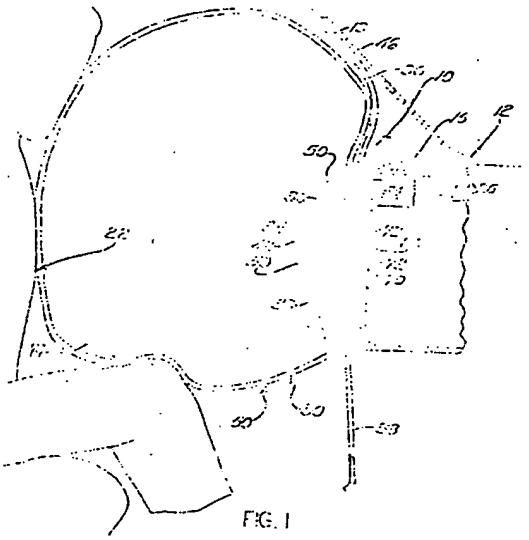


FIG. 1



参考図
FIG. 6